

第35号議案

国立研究開発法人森林総合研究所事業負担金等の徴収に関する条例の一部
を改正する条例

国立研究開発法人森林総合研究所事業負担金等の徴収に関する条例（平成18年
島根県条例第66号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人森林研究・整備機構事業負担金等の徴収に関する条例

第1条中「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研
究・整備機構法」に、「附則第9条第3項」を「附則第8条第3項」に改める。

第2条第1項中「附則第9条第1項」を「附則第8条第1項」に、「国立研究
開発法人森林総合研究所（以下「研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備
機構（以下「機構」に、「研究所が」を「機構が」に改める。

第3条中「附則第9条第1項の規定により研究所」を「附則第8条第1項の規
定により機構」に改める。

第4条第1項本文中「附則第9条第1項」を「附則第8条第1項」に、「研究
所」を「機構」に改め、同項ただし書中「国立研究開発法人森林総合研究所が行
う特例業務に関する政令」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例
業務に関する政令」に、「第5条」を「第4条」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。